

パブリックコメントに寄せられたご意見について

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
2 当事者であるこどもの権利擁護			
1	・こどもへの人権教育として、CAP（子どもへの暴力防止）プログラムを CAPとは、子どもへの暴力防止プログラムのことです。子どもに安心して、自信をもって、自由（選択の自由）の権利があるを伝えています。暴力とは、その権利侵害行為です。子どもからの暴力、知らない人からの暴力、また知っている人からの性暴力などさまざまな暴力に対して、こどもが自分で自分を守る方法があること。それを具体的にワークショップという学習形式によってつたえています。保護者や教職員、子どもに関わる大人に知ってもらうためのおとなワークショップと合わせて実施していくことで、子どもはもちろん、地域のおとなにとっても安心、安全な地域を形成することができます。発達過程にある子どもたちです。子どもたちの様子に気づき、こどもの身の上にかかるさまざまな問題に早期に対応することが、子どもの生きる力の回復、トラウマや逆境体験への早期対応につながります。富山県のすべての子どもたちに「あなたは大切な人」と、伝えているCAPプログラムです。子どもたちの生命を守るためにも、是非、保育園、幼稚園、学校教育の中にいれてください。	・施設入所しているこどもや里親委託されているこどもへの権利教育に関して、今年度改定のこどもの権利ノートにおいて、こどもには守られるべき様々な権利があることを明記しています。また、様々な暴力からまもられる権利があることや、暴力を受けたときの相談方法等についても具体的に記載しています。こどもの権利擁護の推進に向け、今後も関係機関との連携のもと、取り組んでまいります。	—
3 市町村のこども家庭支援体制の構築等			
(2) 市町村の家庭支援事業等の整備			
2	・ひとり親家庭の中には、頼れる親族がいないために、日々の生活が綱渡りのような状態にある方が少なくありません。特に、子どもに障がいや病気がある場合、または親自身が病気になった場合、さらには突発的な残業が発生した際など、安心して子どもを預けられる場所の確保が極めて重要です。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業については、地域における事業ニーズを的確に把握し、必要な家庭に対して支援が提供できるよう事業の実施の推進に努めてまいります。	—
3	・就労と子育ての両立には、充実した子育て支援が不可欠です。十分な支援があれば、ひとり親は安心して働くことができ、収入の増加が見込まれます。結果として、ダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない状況から解放され、身体的・精神的な余裕を持つことができます。これにより、児童虐待の減少、子どもがヤングケアラーになるリスクの低減 といった良い影響が期待されます。		—
4	・このような観点から、自治体においては、ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、一時預かりなどの家庭支援事業の充実を強く求めます。特に、「ひとり親家庭日常生活支援事業」の重要性を強調したいと考えます。この事業を通じて、ひとり親家庭に対し、日常生活における家事支援や育児支援を提供することで、負担の軽減を図ることができます。支援が行き届くことで、家庭の安定が保たれ、ひとり親と子ども双方の生活の質の向上が期待できます。		—

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
5	・また、虐待やヤングケアラーが心配される家庭へのアプローチとして、食品支援の導入を提案します。この取り組みにはNPOなど民間団体の協力が不可欠です。現在、ひとり親家庭支援の現場では、食品を届ける際に困りごとを聞くことで、適切な支援機関につなげることができています。多くの人が行政の支援に対して敷居が高いと感じており、民間のほうがつながりやすいという現実があります。そのため、行政が困難家庭とつながるツールとして、民間団体を積極的に活用することを検討していただきたいと思います。	・県では、ヤングケアラーへの支援として、早期発見や適切な支援につなげていくための「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定するとともに、ヤングケアラーに関する研修会の開催や普及啓発等に努めています。また、今年度より、市町村と連携して、ヤングケアラーがいる家庭へのヘルパー派遣や利用者負担軽減への助成に取り組んでいます。 ・今後とも、関係機関による「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」などにおいて、連携体制の構築や効果的な支援のあり方を検討してまいります。	7
6	・母子生活支援施設は本県にはありません。県内で生活を望む母子が可能となるように設置が必要ではないでしょうか？そのことについての記述を求めます。	・様々な困難を抱える母子に対する中長期的な支援については、令和7年度に、支援の実態とニーズに関する調査を行うこととしており、その結果や関係機関・団体からの意見、他県の例も参考に、困難を抱える母と子に対する中長期的な支援について検討してまいります。	—
4 支援を必要とする妊産婦等の支援			
7	・妊産婦への支援は、特に重要であり、早期からの行政支援が必要不可欠です。ひとり親家庭を支援する中で、「ここまで厳しい状況になる前に支援につながっていれば」と思うことがよくあります。妊産婦の時期に行政とつながり、安心して相談できる経験をしておくことで、将来的に困難な状況に陥った際にも行政に相談しやすくなります。その結果、児童虐待やヤングケアラーの問題を未然に防ぐことが可能となります。また、孤立防止の観点からも、妊産婦支援の充実は不可欠です。	・ご意見のとおり、妊産婦支援は重要と考えております。現在、県では、県女性健康相談センターにおいて、①電話やLINEで相談対応する「妊娠・出産悩みほっとライン」を開設し、相談内容によっては関係機関と連携した支援体制、②特定妊婦に対して産科医療機関への受診同行支援など行っています。また、市町村においては、①妊娠届時や妊娠後期に面談やアンケートを実施し、必要な支援につなぐ伴走型支援、②こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両面から、より包括的で継続的な支援等を行っており、引き続き、切れ目ない妊産婦支援に努めていきます。	13
8	・「妊産婦等生活援助事業」の延長線上に「ひとり親家庭日常生活支援事業」を位置づけることで、より効果的な支援が可能となります。これにより、児童虐待やヤングケアラー問題への対応強化が期待できます。 よって、各自治体においてはひとり親家庭にも適用できる生活援助事業の拡大をぜひご検討いただきますよう、お願い申し上げます。		—
9	・妊産婦等生活援助事業は設置を目指すとありますが、虐待を受けた女性や家族を頼れない女性だけでなく、特に妊娠中の女性への支援の必要性は最も高いのではないのでしょうか。是非、設置できるような計画をお願いします。		—

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障			
(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築			
10	・特別養子縁組の件数が増えないことは不思議です。子どもを養育することを望む方への相談会や体験者情報を聞く機会の提供などが必要と考えます。	・里親に関心のある方に対しては、富山県里親支援機関が随時相談を受付けており、必要に応じて児童相談所と連携した支援を行っています。 ・また、養子縁組を希望する里親を含め、里親登録者に対して、研修参加を勧奨することや、県立乳児院において育児体験ができる機会を設けること等、未委託の段階から養育スキルを機会を学べる機会を確保することを記載しました。〔素案に記載済〕	35
8 里親・ファミリーホームへの委託の推進			
(1) 里親・ファミリーホームへ委託するこどもの数の見込み			
11	・P29に、里親委託率未達成の要因として考えられる「こどもの状況」について、「被虐待経験のあるこども等については、代替養育先として児童養護施設等での生活の方が適している場合があること」と記載されていますが、理由をお尋ねします。 ・被虐待経験のあるこどもの支援は大変困難で、経験のある複数の大人が必要ということではあるかと思いますが、被虐待児であればなおさら施設でなく家庭的養育が必要であると考えます。 ・そのため、養育里親の専門性の向上を図る項目を計画に入れてほしいです。県外の専門家のオンライン研修なども有効と考えます。	・被虐待経験のあるこども等については、その支援に、より高度な専門性が求められることが多く、児童養護施設における支援が適当であると判断される場合があるものです。 ・被虐待経験のあるこどもも、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームで支援できるよう、①発達や心理面に課題を抱えているこども二への対応として、養育スキルの向上を図るための里親を対象とした研修の充実、②児童相談所からの一時保護の委託やふれあいフォスター事業、市町村からのショートステイの委託等、里親が養育経験を積むことができるようにするための支援、③専門里親の積極的な活用等について取り組むことを記載しました。〔素案に記載済〕	31
(2) 里親支援業務の包括的な実施体制の構築			
12	・養育里親、専門里親が不足していることから、里親に関する社会的な認知度、評価、経済的支援を高めることが必要です。地域の自治会組織や民生委員・児童委員、福祉活動員、地区社協など、また、商工会や企業など経営団体等々、可能な団体や組織に広めることを県や里親会、児相などが行うなどこれまでにない取り組みをして、社会的養育の場には里親が必要だということを全ての組織をあげてやり、子どものために県がこれまでと違う動きをしていることをわかるようにすることが効果的ではないかと考えます。 ・その一つとして里親支援センターを設置が有効と思いますが、計画には設置を目指すだけ明記されていますが、いつどのようにかも伝えてください。	・広く里親制度の普及・啓発活動を行うとともに、関心のある方を里親登録までつなぐ丁寧なリクルート活動が重要と考えております。そのため、①市町村における制度説明や広報活動での協力など、市町村と連携した里親リクルート活動の強化や、②広く里親制度の認知・理解を醸成するため、里親支援機関と連携して里親月間（10月）を中心に広報・啓発を行うことを記載しました。〔素案に記載済〕 ・里親支援センターについては、専任職員としてセンター長、里親リクルーター、里親等支援員、里親トレーナーを配置する必要があります。人材確保等の課題を踏まえつつ、設置を目指す必要があります。	34

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
10 社会的養護自立支援の推進			
(2) 社会的養護経験者等の自立			
13	・社会的養護自立支援の推進は、親や親戚の支援が期待できない社会的養護経験者にとって必要だと思います。約4割の子どもが何らかの障害をもち、離職率も高く、生活保護の対象になる割合は同世代に比べて高い状況の中、施設の担当の先生方は本当に頑張って支援をされていると思います。障害をもつ卒園生については、障害年金の申請や手帳の更新手続き、離職時の失業給付や国保の手続きを本人だけで行うのは難しいため、後見制度の利用も1つの選択肢だと思います。 ・計画の中に記載されている社会的養護自立拠点支援事業については、施設の先生方と連携して卒園生を継続的に伴走型の支援をする拠点として必要ではないかと思います。	・児童養護施設に入所しているこどもが、施設を退園する場合、アフターフォローを担当する職員が、積極的に園からこどもに連絡を取り、相談しやすい関係性を継続する等、各施設で工夫した支援に取り組んでいます。 ・社会的養護自立支援拠点事業については、相互交流の場の設置に加え、支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員の配置が必要であり、人員確保等の課題があります。継続的に社会的養護経験者や児童養護施設等のニーズ把握を行います。 ・社会的養護経験者等への支援として、気軽に情報交換等を行うことができる相互交流の場を富山県こども総合サポートプラザで定期的に設けるよう検討することを記載しました。	42
14	・富山県社会福祉協議会が自立支援資金貸付事業や身元保証人確保対策事業をしていますが、その事業に合わせて、他県でされているような支援（行政や銀行の手続きの同行、年金や国保の手続きサポート）も合わせてする必要があると思います。実際には社会的養護経験者との関係の構築が難しい現状があるため、施設の職員や、自立支援拠点事業が創設された場合は、そのような機関と連携したサポートがあれば、安心して生活できる社会的養護経験者が増加すると思います。	・児童養護施設では、施設を退園後のこどもの傾向として、金銭管理が課題となることが多いため、退園生にお金に関する教育、指導等に取り組んでいます。 ・また、退園後のこどもへの支援のため、アフターフォローの担当職員を配置し、積極的に園からこどもに連絡を取相談しやすい関係性を継続する等、各施設がそれぞれ工夫して取り組んでいます。 ・社会的養護経験者等の自立支援については、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等の把握に努めることを記載しました。	42
15	・金銭面に関する支援として、「貸付」を行っているという現状だが、返済の必要や返済計画など具体的な管理を施設退所者本人ができるのか、返済は可能なのか、心配である。 ・「貸付」が必要ないほどの、自立援助ホーム等の充実はできないのか？ ・いずれにしても、施設退所者のその後の生活について、行政の責任あるフォローをお願いしたい。 ・また、グループホーム等の整備を計画に盛り込んでほしい。	・富山県社会福祉協議会の児童養護施設退所者等自立支援貸与については、規定の年数を継続して就業すると、返還が免除されます。 ・社会的養護経験者等の自立支援については、社会的養護経験者等の実情や支援ニーズ等の把握に努めることを記載しました。 ・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業Ⅰ型）については、令和7年3月に富山市内に1箇所事業開始しています。今後も、県内の状況を踏まえて事業実施に向けての必要な調整を行ってまいります。 ・令和8年度にルンビニ園では、分園型小規模グループケアが予定されていることを記載しました。	39、42
16	・養護施設や里親からの高校進学についてです。安定しない生活状況の中、不登校や特別な配慮が必要な子どもも多いのではないかと考えますが、そのような子どもを受け入れてくれる星槎高校や第一学院高等学校などのサポート校が措置費では出ません。子どもにとり高校の道を閉ざされ、社会への不信感になります。社会的養育の必要な子どもの課題です。このようなことも計画で示せば、この子ども達のおかれている状況がわかってよいと思います。	・星槎高校や第一学院高等学校は、学校教育法による高等学校（定時制及び通信制の課程を含む）に含まれるため、児童養護施設へ入所しているこどもや里親委託されているこどもが進学することになった場合、措置費の「特別育成費（上限あり）」の支弁対象となっております。	—
11 児童相談所の強化等			

	ご意見の概要	県の考え方	計画最終 案ページ
(2) 児童相談所における人材確保・育成、児童相談所設置等			
17	・現在の高岡児相は数年前から一時保護所の夜間の当直が正規職員 1 人と学生などの会計年度職員の二人体制です。今後、この体制の検証を行い新たに整備される富山児相の保護所のためにも生かすべきと考えます。 ・一時保護専用施設これは必要に応じて調整となっていますが、必要性を今はどう判断しているのでしょうか。見えません。明記をお願いします。	・一時保護施設の人員体制については、令和 4 年改正児童福祉法及び「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の施行に伴い、令和 6 年 3 月に「一時保護ガイドライン」が全面的に改正されたことから、それらの内容を踏まえて整備を進めます。 ・一時保護については、「できるかぎり家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託一時保護を活用していくこととしました。〔素案に記載済〕 ・一時保護専用施設については、富山児童相談所の移転新築に伴う、居室の個室化や男女別処遇等の一時保護施設の充実・強化を図ることや里親やファミリーホームへの委託一時保護の積極的な活用を図ること等を踏まえたうえで、必要性について見極めてまいります。	19
18	・最近、児相の職員が増えたことにより、経験が数年という職員が半数以上となっていると思います。相談業務は人生経験と福祉全般の知識も必要です。他の職場の経験のある方も十分力になります。スーパーバイズや係長、課長クラスが若手の育成で疲弊している状況が推察されます。研修をすればそれで相談業務ができるものではありません。児相現場の声を聞いての求められる取り組みをお願いしたい。相談を受ける児相が疲弊しないように。	・児童相談所では、職員の経験年数に応じて習得が望まれる知識・技術について整理し、体系的な人材育成に取り組むこととしています。〔素案に記載済〕 ・また、一時保護時の司法審査への対応など児童相談所の法的対応体制を強化します。〔素案に記載済〕	47
12 障害児入所施設における支援			
19	・現状は、黒部学園と砺波学園の県内 2 か所で受け入れているが、ユニット化等による「良好な家庭的環境」の整備の方向に舵を切ることが必要だと思う。 ・入所児の保護者に意見を求めることはしているのか。していないなら、ぜひ実施してほしい。当事者の声を聴くことを一番急ぐべきではないか。それこそが、社会的養育を推進させる第一歩だと思う。	・今後開催予定である「富山県知的障害児入所施設のあり方検討会」において入所時の保護者等から意見をお聞きしながら、黒部学園と砺波学園の「良好な家庭的環境」の整備等も含めて検討してまいります。	—